

## 住宅リフォーム工事請負契約書

(総則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この契約に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。

(一括請負・委任権の禁止)

第2条 あらかじめ注文者の書面（電子メール等含む）による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の名前において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わることができる。

(権限・義務などの制限の禁止)

第3条 注文者及び請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、この契約に生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは譲受することはできない。

2. 注文者および請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、契約の引物、機器本体の工事用材料（製造工場などにある部品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡することはできない。

3. どちらも譲り受けることは、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(兜印料・代金支払い)

第4条 工事終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給料金・賃貸料)

第5条 注文者が支給する支給材料または賃貸品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協定の上決す。

2. 請負者は支給材料または賃貸品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対する返却を求めることがある。

(第三者への損害・および第三者との紛糾)

第6条 施工により第三者に損害を及ぼしたときは、または紛糾を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2. 前項に定めた費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請負者の負担とし、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は注文者により負担を定めるものとする。

(不可抗力による損害)

第7条 大災その他自然的または人为的な災害であって、注文者・請負いいずれにもその責を負うことのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮倒物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器・有価証券料金を含む）または工事用機器について損傷が生じたときは、請負者は事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2. 前項の規定について、注文者・請負者が協議して重なるもの、かゝらず、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者から責めを負担する。

3. 火災保険・建設工事保険その他の損失を被るもあるときは、それらの額を前項の注文者の負担から控除する。

(契約に適合しない者の担保責任)

第8条 第7条に記載された項目が契約の内容に適合しないものがある場合、請負者は引渡しから2年間民法の定める責任を負う。ただし、送達設備の機器本体、並に仕上げ、調理、家具、機器等において契約の内容に適合しない場合は、引渡しから1年とする。

2. 前項の規定にかかわらず、請負者が別途の保証書等を発行している場合には、当該保証書等の定めによるものとする。

3. 前2項の規定にかかわらず、第5条に基づく注文者の支給材料または賃貸品ならびに注文者の指図の範囲内での目的物の不適合が発生した場合には、請負者は責任を負わないものとする。

(打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合)

第9条 施工にあたり、通常の事前準備では予測不可能な状況により、打ち合せに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、工事に適するように内容を変更する。

2. 前項において、工期・請負代金を変更する必要がある場合は、注文者と請負者が第10条に基づいて協議してこれを定める。

(工事および工期の変更)

第10条 注文者は、必要がある場合には工事の追加、変更を申し入れることができる。

2. 前項の追加・要り工事の内容は、注文者と請負者の合意により決める。

3. 前項の合意により定められた追加・要り工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は、請負者は注文者に対してその支払いまたは賃借を請求することができる。

4. 請負者は、不可抗力の他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。

(注文者の中止権・解除権)

第11条 注文者は、必要がある場合には、書面（電子メール等含む）をもって工事を中止またはこ

の契約を解除することができる。これにより請負者が発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。

2. 注文者は請負者が正当な理由がない工事をしない場合、相当期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって届け置し、その期間内に施行が無い場合は、この契約を解除することができる。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

3. 次の各号の一にあたるときは、注文者は、書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。この場合、注文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。ただし、その原因が注文者にある場合にはこの限りではない。

4. 請負者が正当な理由なく、着工明日を過ぎても工事に着手しないとき。

二、正當な理由なく工事が工程表より遅くされ、工期内または期後相当期間内に、請負者が工事を完成する見込みないと認められるとき。

三、請負者が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受け、または民事再生の申し立てをするなど、請負者が手形を執行しないおそれがあると認められるとき。

四、請負者が第12条第1項（注文者の責による工事の中止権）の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。

五、その他の、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなつたと認められるとき。

(請負者の中止権・解除権)

第12条 注文者が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、請負者が相当の期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって届け置しても注文者がこれを是正しない場合は、請負者は、工事を中止またはこの契約を解除することができる。

一、正當な理由なく工事が工程表より遅くされ、工期内または期後相当期間内に、請負者が工事を中止する見込みないと認められるとき。

二、正當な理由なく第7条第2項、第2項および第10条第4項による協議に応じないとき。

三、工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が施設できなくなるとき。

四、前各号のほか、注文者の責に因すべき理由により工事が遅く延滞したとき。

2. 請負者は、前項に基づく工事の是正または中止期間が、当初の工期の3分の1以上になったとき、または2ヶ月以上になったときは書面（電子メール等含む）をもってこの契約を解除することができる。

3. 請負者が、正当な理由なく前払いまたは部分払込を拒否する意思を明確に表示したときは、請負者は書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。

4. 部分的の場合、請負者は注文者の損害の賠償を請求することができる。

(解約に伴う措置)

第13条 前2条により、注文または請負者はこの契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理をためて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額に由りて注文者に支払う。

2. 前各号の協議の際には、当事者による物性について、その期間を定めてその引取り、後片付け等の処理方法を検討して実行する。

3. 第1条の協議が調和しない場合および現項の処置が適用されている場合、一方が催告しても他方が正当な理由なくこの処置を行わないときは、自らその処置を実施し、その費用を請求することができる。

(延滞損害金)

第14条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は前代金から1月につき、請負代金から1月の消費部分と換入・手作料に対する請負代金相当額を控除した割に年14.6%の割合をもつて遅延の違約金を請求することができます。

2. 決算する前に請負代金を完了しないときは、請負者は遅延日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合をもつて遅延の違約金を簡求することができます。

(個人情報の取扱い)

第15条 注文者は、この契約が請負者の総合的な監修下で、注文者の個人情報（ただし、要配慮個人情報を除く）の一部が、請負者の指定する施工業者、資料メーカー等の第三者に、この契約の履行及び工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り利用されることを承諾するものとする。

(社会的影響力からの排除)

第16条 注文者と請負者は、相手方に次の各号の一にあたるときは、何らの催告をなくして書面をもってこの契約を解除することができる。

一、役員等（当該者が個人である場合はその者を、当事者が法人である場合はその役員またはその店舗もしくは同時建設工事の専属契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項に同じくする。）が暴力団による不当な行為の防止に関する法律第二条第六項に規定する暴力団（以下の項において「暴力団」という。）であると認められるとき。

二、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六項に規定する暴力団をいい。以下この項において同じくする。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

三、役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができない。

(紛糾の解決)

第17条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約書を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧説販売による取引

I 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

①特定商取引に関する法律の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この苦情を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は書面をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができる、その効力は解除する旨の書面を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

A)お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ)壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかつた場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはあります。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

\*お心遣いされる旨を記入する欄がない場合は、契約・年間修理の請負可能期間がある旨

\*クーリングオフにおける書面、支払金額が記載する欄に記入する旨等はございません。

## 住宅リフォーム工事 請負契約書

印紙貼付欄

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約書及び添付の見積書、仕様書、設計図等にもとづいて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日 より 年 月 日 まで

4. 請負金額

金	円(税込)
うち工事費(消費税及び諸税を除く) 金	円
取引係に係る消費税等 金	円

5. 支払方法

契約締結時	年	月	日	金	円(税込)
年	月	日		金	円(税込)
年	月	日		金	円(税込)
年	月	日		金	円(税込)

6. 添付書類 □ 見積書 □ 仕様書 □ 設計図 □ その他( )

年 月 日

注文者 住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

請負者 住 所

住 所

名 称

名 称

代 表 者

代 表 者

電話番号

電話番号

FAX番号

FAX番号